

第 13 章 事後調査の計画

第 13 章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	○
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	○
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	○
悪臭	存在・供用	施設の稼働	○
水質	工事	造成等の工事	○
水象	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
土壌	工事	造成等の工事	×
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
生態系	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
景観	存在・供用	造成地・施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
電波障害	存在・供用	施設の使用	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の使用	○
		自動車交通の発生	○

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13.1-2 に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 (1/3)

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度については、予測の精度が確保されていること、予測地点において大気質濃度は環境基準を満足すると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度については、予測の精度が確保されていること、予測地点において環境基準を満足すると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 粉じん（降下ばいじん）については、タイヤ洗浄や土砂の運搬時にはシートで被覆することから、影響は軽微と考える。 そのため、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）については、予測の精度が確保されていること、予測地点において工事寄与の参考値を下回ると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音レベルについては、予測の精度が確保されていること、敷地境界において「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を満足すると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルについては、予測の精度が確保されていること、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの増加分が予測地点の道路端において最大1dB未満と予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。
振動	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動レベルについては、予測の精度が確保されていること、敷地境界において「振動規制法」に基づく「特定建設作業の規制に関する基準」を満足すると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。

表 13. 1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 (2/3)

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振動	工事	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルについては、予測の精度が確保されていること、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルが、「振動規制法施行規則」に基づく「自動車交通振動に係る要請限度」を満足すると予測されたこと、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 そのため、事後調査項目から除外する。
土壌	工事	造成等の工事	既往調査及び現地調査の結果、計画地内で汚染土壌の存在は確認されなかった。したがって、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、事業対象実施区域から約300m離れたところに西端が位置しており、かつ鶴ヶ島市運動公園の周辺は樹林に囲まれていることから影響は軽微であると考えられる。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	交通量の増加により、鶴ヶ島市運動公園への交通アクセスの悪化の可能性が考えられるが、資材運搬車両の資材運搬等の車両の走行にあたっては、鶴ヶ島市道700-1、700-2号の通行を回避するとともに、運搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行うため、その影響は軽微であると考えられる。したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	造成等の工事において、降雨に伴う濁水の流出による太田ヶ谷沼への影響が懸念されるが、対象事業実施区域から排出される濁水は、対象事業実施区域に設置する仮設沈砂池により十分に沈降させてから、排水する計画であることから、鶴ヶ島市運動公園内に位置する太田ヶ谷沼への影響は軽微であると考えられる。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	造成地の存在	造成地の存在により、自然とのふれあいの場の消滅のおそれはないため、事後調査項目から除外する。
		施設の使用	施設の使用により、自然とのふれあいの場の消滅のおそれはないため、事後調査項目から除外する。
		施設の稼働	施設の使用により、自然とのふれあいの場の消滅のおそれはない。また、本事業の供用により鶴ヶ島市運動公園の利用者数が減少することはないと考えられるため、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	鶴ヶ島市運動公園のいずれの第1駐車場及び第2駐車場へも、鶴ヶ島市運動公園の北側に隣接する鶴ヶ島市道700-1号、700-2号からのアクセスが主となるが、進出企業の主要な走行経路は都市計画道路川越鶴ヶ島線予測されることから、鶴ヶ島市道700-1号、700-2号の交通量への影響は軽微であると考えられるため、事後調査項目から除外する。
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等に基づく手続きや、必要に応じた協議により、埋蔵文化財の改変は回避されるため、事後調査項目から除外する。

表 13. 1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 (3/3)

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
電波障害	存在・供用	施設の存在	対象事業実施区域周辺への電波受信障害を及ぼす可能性については、予測の精度が確保されていること、施設の存在による地上デジタル波及び衛星放送波の影響はほとんど生じないと予測されたことから、影響は軽微であると考えます。 また、進出企業に対しては、対象事業実施区域周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう要請していく。 これらのことから、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工事	造成等の工事	既存構造物の撤去に伴う廃棄物の再資源化率は100%であり、建築工事に伴う廃棄物についても、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように要請することにより排出抑制に努めていく。また、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 これらのことから、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの排出量は造成工事期間全体(24ヶ月間)で約2,006.8tCO ₂ ~2,438.2tCO ₂ であり、存在・供用時の排出量(464,746.0tCO ₂ ~472,624.4tCO ₂ /年)の1%未満と予測され、かつ工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えます。 そのため、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	

13.2 調査方法等

13.2.1 大気質

予測において進出企業の業種は想定であり、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う大気質の状況等について事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-1～表 13.2-3 に示す。

表 13.2-1 施設の稼働に伴う大気質の調査方法等

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）、必要に応じて有害物質 ・気象の状況（風向・風速、気温、湿度） ・対象事業の状況 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づく届出書の記載内容等 ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質及び気象の状況 表 13.2-3 に示すとおり ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質及び気象の状況 対象事業実施区域の公園予定地の1地点 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質及び気象の状況 進出企業の稼働が定常状態になると想定される時期（平成33年度以降）に、大気質濃度が比較的高くなる冬季に7日間測定を1回 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 大気質等の状況の調査に合わせて適宜実施

表 13.2-2 自動車交通の発生に伴う大気質の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）） ・気象の状況（風向・風速、気温、湿度） ・交通量の状況 ・対象事業の状況 進出企業関連車両台数及び車両走行ルート ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質及び気象の状況 表 13.2-3 に示すとおり ・交通量の状況 数取器（ハンドカウンター）を用い3車種分類、断面交通量 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質、気象及び交通量の状況 予測を実施した道路沿道の2箇所（図 13.2-1 に示す） ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質及び気象の状況 進出企業の稼働が定常状態になると想定される時期（平成33年度以降）に、大気質濃度が比較的高くなる冬季に7日間測定を1回実施 ・交通量の状況 大気質調査期間中の平日に1回24時間 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 大気質等の状況の調査に合わせて適宜実施

表 13.2-3 測定方法（大気質、気象の状況）

測定項目		調査方法
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年, 環境庁告示第38号）に定めるザルツマン試薬を用いる吸光光度法（JISB7953）を行う自動測定機器による。
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年, 環境庁告示第25号）に定める溶液導電率法（JISB7952）を行う自動測定機器による。
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年, 環境庁告示第25号）に定めるベータ線吸収法（JISB7954）を行う自動測定機器による。
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」（昭和52年, 環境庁大気保全局長通達）に定める水素炎イオン化検出法（JISB7956）を行う自動測定機器による。
気象の状況	風向・風速	「地上気象観測指針」（平成14年, 気象庁）に定める方法（プロペラ型風向風速計による測定（測定高さは地上10m））による。
	気温・湿度	「地上気象観測指針」（平成14年, 気象庁）に定める方法（隔測温湿度計による測定（測定高さは地上1.5m））による。

13.2.2 騒音・低周波音

予測において進出企業の業種は想定であり、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音・低周波音の状況等について事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-4～表 13.2-6 に示す。

表 13.2-4 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・低周波音の状況 環境騒音（90%レンジ上端値：L_5）、 低周波音（低周波音圧レベル、G 特性音圧レベル） ・対象事業の状況 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づく届出書の記載内容等 ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・低周波音の状況 表 13.2-6 に示すとおり ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・低周波音の状況 予測を実施した敷地境界 4 地点（図 13.2-1 に示す） ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・低周波音の状況 進出企業の稼働が定常状態になると想定される時期（平成 33 年度以降）に、虫の鳴き声等の影響を受けにくい晩秋の平日 1 回 24 時間測定 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 騒音・低周波音の状況の調査に合わせて適宜実施

表 13.2-5 自動車交通の発生に伴う騒音の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 道路交通騒音（等価騒音レベル：L_{Aeq}） ・交通量の状況（断面交通量） ・対象事業の状況 進出企業関連車両台数及び車両走行ルート ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 表 13.2-6 に示すとおり ・交通量の状況 数取器（ハンドカウンター）を用い 3 車種分類 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び交通量の状況 予測を実施した道路沿道の 2 地点（図 13.2-1 に示す） ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 進出企業の稼働が定常状態になると想定される時期（平成 33 年度以降）に、虫の鳴き声等の影響を受けにくい晩秋の平日 1 回 24 時間測定 ・対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 騒音等の状況の調査に合わせて適宜実施

表 13.2-6 測定方法（騒音・低周波音の状況）

測定項目	調査方法
騒音の状況	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月, 環境庁告示第64号）及びJISZ8731に規定する「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法
低周波音の状況	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月, 環境庁）に定める測定方法

13.2.3 振動

予測において進出企業の業種は想定であり、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の状況等について事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-7～表 13.2-8 に示す。

表 13.2-7 施設の稼働に伴う振動の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 環境振動（80%レンジ上端値:L₁₀） 対象事業の状況 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づく届出書の記載内容等 環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月, 総理府令第 58 号）及び JISZ8735 に規定する「振動レベル測定方法」に定める測定方法 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の調査地点と同じ地点 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の調査期間と同期して測定 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 振動の状況の調査に合わせて適宜実施

表 13.2-8 自動車交通の発生に伴う振動の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 道路交通振動（80%レンジ上端値:L₁₀） 交通量の状況（断面交通量） 対象事業の状況 進出企業関連車両台数及び車両走行ルート 環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月, 総理府令第 58 号）及び JISZ8735 に規定する「振動レベル測定方法」に定める測定方法 交通量の状況 数取器（ハンドカウンター）を用い 3 車種分類 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 自動車交通の発生に伴う騒音の調査地点と同じ地点 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 自動車交通の発生に伴う騒音の調査期間と同期して測定 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 振動の状況の調査に合わせて適宜実施

13.2.4 悪臭

予測において進出企業の業種は想定であり、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う悪臭の状況等について事後調査を行う。事後調査の実施方法等を表 13.2-9 に示す。

表 13.2-9 施設の稼働に伴う臭気指数の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の状況 臭気指数、必要に応じてその他の項目を追加 ・ 対象事業の状況 施設の稼働に伴う大気質に準ずる ・ 環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の状況 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 9 月, 環境庁告示第 63 号) に定める測定方法 ・ 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の状況 対象事業実施区域敷地境界のうち、風上及び風下の 2 地点 ・ 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域に進出する企業
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭の状況 進出企業の稼働が定常状態になると想定される時期(平成 33 年度以降)に、悪臭の影響が比較的大きくなると考えられる夏季の平日に 1 回実施 ・ 対象事業の状況及び環境保全措置の実施状況 悪臭の状況の調査に合わせて適宜実施

13.2.5 水質

造成等の工事に伴う濁水及びアルカリ排水の影響については、定量的な影響が不明なことから、造成等の工事中に事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-10 に示す。

表 13.2-10 造成等の工事による水質の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況（雨水排水の濁度及び水素イオン濃度） ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況 造成工事中、仮設沈砂池もしくは本設調整池から放流する雨水排水が排出先水路に流入する前後の濁度及び水素イオン濃度を測定 ・環境保全措置の実施状況 工事実施業者へのヒアリング及び現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況 予測を実施した2地点（図 13.2-1 に示す） ・環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況 土工事期間中に2回、降雨時あるいは降雨直後に実施 ・環境保全措置の実施状況 水質の状況の調査に合わせて適宜実施

13.2.6 水象

造成地の存在及び施設の存在の影響については、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、造成地の存在及び施設の存在における水象（湧水量）の状況等について事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-11 に示す。

表 13.2-11 造成地の存在及び施設の存在による水象の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況（湧水量） ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況 対象事業実施区域からの水路において三角堰による断面法等により観測する ・環境保全措置の実施状況 現地確認
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況 予測を実施した2地点とする（図 13.2-1 に示す） ・環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況 工事完了後から概ね3年間 ・環境保全措置の実施状況 水象の状況の調査に合わせて適宜実施

13.2.7 動物

工事中における建設機械の稼働、資材運搬等車両の走行、造成等の工事並びに存在・供用時における造成地の存在に伴う動物への影響が小さい、あるいは影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-12～表 13.2-14 に示す。また、環境保全措置の実施状況を工事実施業者及び進出企業へのヒアリング及び現地確認により行う。

表 13.2-12 工事中及び存在・供用時におけるホンドキツネの実施方法

項目	内容
調査項目	・ホンドキツネ
調査方法	・対象事業実施区域における本種の生息状況について、フィールドサイン及びセンサーカメラにより確認する。また、対象事業実施区域の周辺については、本種の確認が期待できる地域を抽出し、フィールドサインにより生息状況の確認を行う。なお、対象事業実施区域においてもセンサーカメラの設置が可能な場合は実施する。
調査地点	・ホンドキツネの行動圏は5km ² ～50km ² とされていることから、対象事業実施区域を中心とした半径約4kmの範囲
調査期間・頻度	・工事開始から工事完了後3年間 ・6回/年（隔月）

表 13.2-13 工事中及び存在・供用時における昆虫類の実施方法

項目	内容
調査項目	・ハルゼミ、アリヅカウシカ、ズグロシラホシカメムシ、ヒメナガメ、ヒメカマキリモドキ、モンズズメバチ、オオチャバネセセリ
調査方法	・任意採集法により確認を行う。
調査地点	・対象事業実施区域及びその周辺の約200mの範囲（図 13.2-1 に示す）
調査期間・頻度	・工事開始から工事完了後3年間 ・春季、夏季、秋季（各種の出現期に合わせる）

表 13.2-14 工事中及び存在・供用時における水生生物の実施方法

項目	内容
調査項目	・ニホンスッポン、マルタンヤンマ、ドジョウ、ヌマガイ、ヌカエビ
調査方法	・任意採集法
調査地点	・創出する遊水池（図 13.2-1 に示す）
調査期間・頻度	・移設実施後から3年間 ・4季

13.2.8 植物

工事中における造成等の工事並びに存在・供用時における造成地の存在に伴う植物への影響が小さい、あるいは影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-15 に示す。また、環境保全措置の実施状況を工事実施業者及び進出企業へのヒアリング及び現地確認により行う。

表 13.2-15 工事中及び存在・供用時における植物の実施方法

項目	内容
調査項目	・サイゴクベニシダ、カリガネソウ、クチナシグサ、ノニガナ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン
調査方法	・開花期に目視観察を行い、個体数、生育状況等の確認を行う。
調査地点	・移植箇所（残存緑地の樹林、草地、遊水池周辺）
調査期間・頻度	・移植実施後3年間 ・開花期にあわせて実施する。

13.2.9 生態系

工事中における建設機械の稼働、資材運搬等車両の走行、造成等の工事並びに存在・供用時における造成地の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響が小さい、あるいは影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-16 に示す。また、環境保全措置の実施状況を工事実施業者及び進出企業へのヒアリング及び現地確認により行う。

表 13.2-16 工事中及び存在・供用時における生態系の実施方法

項目	内容
調査項目	・指標種（ホンドキツネ、ノスリ、カワラヒワ、ニホンカナヘビ、シオカラトンボ）
調査方法	・任意踏査により目視観察を行い、生息状況の確認を行う。
調査地点	・対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲（図 13.2-1 に示す）
調査期間・頻度	・工事開始から工事完了後3年間 ・原則として通年の4季とし、指標種の生息状況が確認しやすい時期とする。

13.2.10 景 観

予測において進出企業の業種は想定であり、眺望景観の変化については、施設の完成後に事後調査を実施する。

事後調査の実施方法等を表 13.2-17 に示す。

表 13.2-17 造成地・施設の存在に伴う眺望景観の実施方法

項 目	内 容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況とする。 ・対象事業の実施状況 造成高さ及び進出企業の計画建物の状況とする。 ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観の状況 現地を踏査し、写真撮影により調査 ・対象事業及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリング及び現地確認により調査
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観の状況 予測を実施した地点と同様の2地点（図 13.2-1 に示す） ・対象事業及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望景観の状況 進出企業の施設が概ね完成すると想定される造成工事完了後約1年後（平成33年度以降）の夏季に1回実施 ・対象事業及び環境保全措置の実施状況 他の項目で実施するヒアリング調査と同時に実施

13.2.11 廃棄物等

予測において進出企業の業種は想定であり、不確実性を伴うため、本事業の供用時における施設の稼働に伴う廃棄物の発生量を把握するために、廃棄物に関連する事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-18 に示す。

表 13.2-18 施設の稼働に伴う廃棄物の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出状況 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。 ・対象事業の実施状況 進出企業の業種、規模等とする。 ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出状況、対象事業及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリングにより把握
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出状況、対象事業及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出状況 進出企業の施設の稼働が定常状態になると想定される時期（平成 33 年度以降）の 1 年間 ・対象事業及び環境保全措置の実施状況 廃棄物の排出状況の調査と同時に実施

13.2.12 温室効果ガス等

本事業の供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス排出量等を把握するために、温室効果ガス等に関連する事後調査を行う。

事後調査の実施方法等を表 13.2-19 に示す。

表 13.2-19 施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の実施方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量の状況 進出企業における年間のエネルギー消費量の状況とする。 ・対象事業の実施状況 進出企業の業種、規模等とする。なお、オゾン層破壊物質を扱っている場合は、その排出量等を対象とする。 ・環境保全措置の実施状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量の状況、対象事業及び環境保全措置の実施状況 進出企業へのヒアリングにより把握し、これらの情報をもとに施設の稼働に伴う CO₂ 排出量を算定 オゾン層破壊物質を扱っている場合は、オゾン層破壊物質の排出量等を算定
調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量の状況、対象事業及び環境保全措置の実施状況 対象事業実施区域
調査期間・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量の状況等 進出企業の施設の稼働が定常状態になると想定される時期（平成 33 年度以降）の 1 年間 ・対象事業及び環境保全措置の実施状況 エネルギー消費量の状況の調査と同時に実施

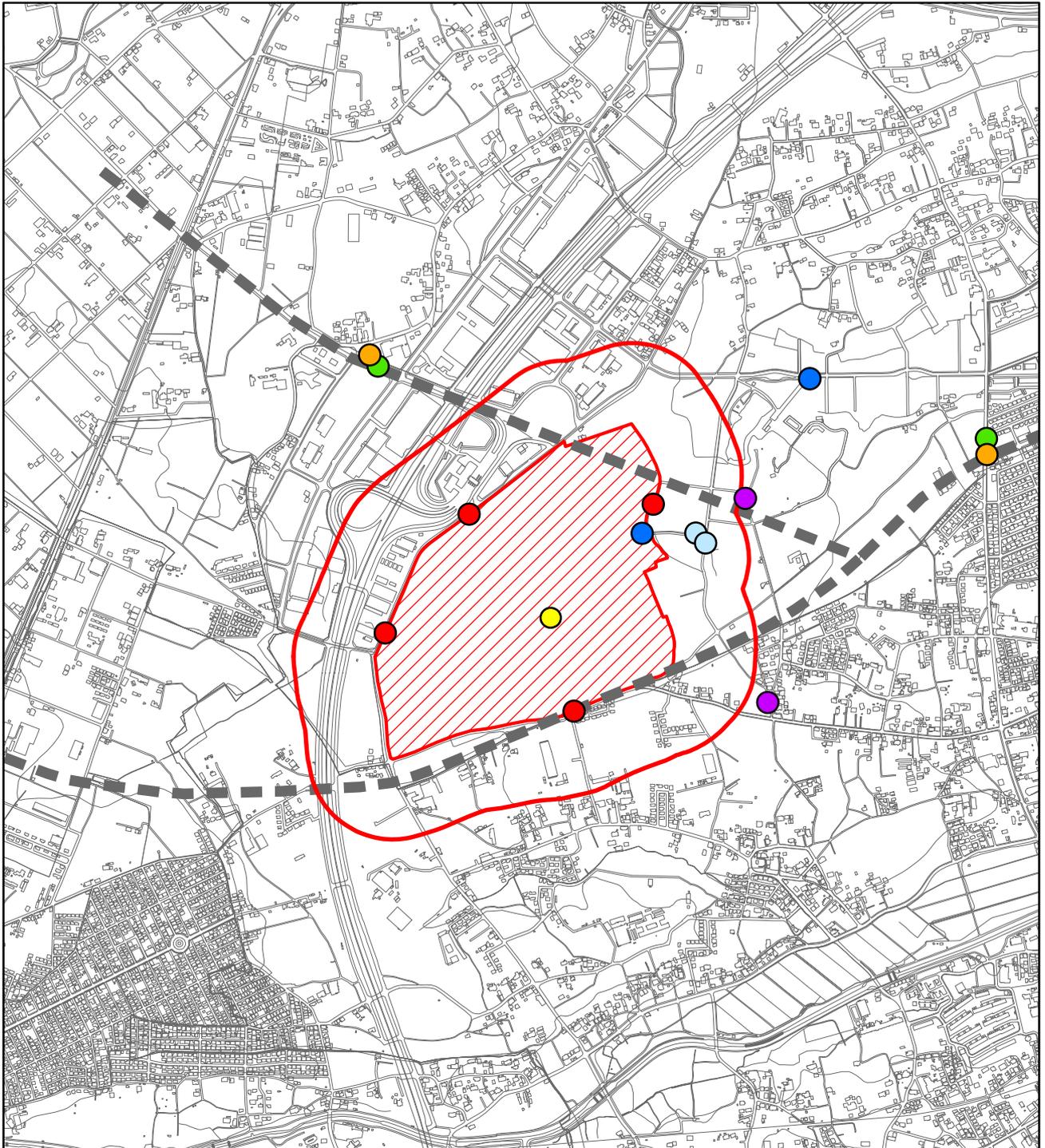


図13.2-1 事後調査地点図

凡例

大気質

● 大気質調査地点(自動車交通の発生)

騒音・低周波音、振動

● 騒音・低周波音、振動調査地点(施設の稼働)

● 騒音、振動調査地点(自動車交通の発生)

水質、水象

● 水質、水象調査地点

● 湧水量調査地点

動物、植物、生態系

● 動物調査地点(遊水池)

■ 動物、植物、生態系調査範囲
(対象事業実施区域から200mの範囲)

景観

● 景観調査地点

■ 対象事業実施区域

■ 都市計画道路

1:15,000



13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、埼玉県が主体となり改善のための措置等を実施要請していく。

13.4 事後調査の実施体制

13.4.1 事後調査の提出時期

事後調査書は、表 13.4-1 に示すとおり、存在・供用時の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である埼玉県が実施する。

